

## 長野市農業委員会 第5回総会議事録

- 1 日 時 令和5年6月30日(金)  
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時52分
- 2 場 所 会議室141(第一庁舎4階)
- 3 出席委員  
1番 阿部 孝二                      2番 北村 守                      3番 駒村 保幸  
4番 青木 保                      5番 久保田清隆                      6番 野池 久  
7番 長谷部 孝                      8番 小池 知永                      9番 渡邊 美佐  
10番 小林 清男                      11番 清水 貢                      12番 鈴木啓佐利  
13番 奥山 雅茂                      14番 山本 忠宏                      15番 祢津 光博  
16番 北澤 万正                      17番 横山 幸季                      18番 高木喜久夫  
19番 曾根 信一                      20番 花見ひとみ                      21番 近藤 利章  
22番 宮崎 治夫                      23番 善財 良治                      24番 佐藤 隆  
25番 和田 修
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 上田 哲夫      主 幹 熊井 孝夫      事務局長補佐 松橋 泰  
事務局長補佐 笠井 英明      係 長 曾根 明美      係 長 駒村貴久美  
係 長 倉島 友美      主 事 岡田 悠希  
農業政策課  
課長補佐 神田 峰雄      主 査 高澤 佑貴  
商工労働課  
課長補佐 堀内 健司
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第49号 農地法第3条の規定による許可取り消しについて  
議案第50号 農地法第5条の規定による許可取り消しについて  
議案第51号 農振除外等に係る意見聴取について  
議案第52号 非農地決定について  
報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第16号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について  
(2) その他農業委員会業務に係る事項について  
議案第53号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況等の公表  
について  
議案第54号 北信五市農業委員研修会について

曾根会長代理 定刻前ですが、全員お集まりになりましたのでこれから開会したいと思います。昨日の信毎に鬼無里の記事、ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、180年経った古民家を改装して●●さんという方が貸し出して、農業体験や学生の活動の拠点にしていきたいという素晴らしい記事が載っていました。鬼無里のほうには、また見させてもらいに行きますのでよろしくお願ひしたいと思います。

第5回総会にご出席いただき大変ありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてありますのでご起立をお願いします。私が農業委員会憲章の第1行の「長野市農業委員会は」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ご着席ください。ただ今から、第5回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席員数は在任委員25名中25名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。あいさつですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 皆さん、ご苦労さまでございます。農業委員会会長の青木でございます。今日、部屋がちょっと狭いですが、ご容赦いただきたいと思ひます。そうは言ひましても新しい、非常に明るい部屋でありますので、ぜひ明るい話をしていきたいというふうに思ひます。梅雨の真ただ中でございますけれども、おかげさまで、この春からの雨量の、雨の降る時期というのは非常に順調にいきまひて、それぞれの果物だとか野菜の成長は順調にいつているかというふうに思ひてます。

一方、昨日、私、地域の開業医に行つたんですけれども、また新型コロナの罹患が増えてきたというドクターのお話も聞きましたし、ほとんど駐車場が毎日いっぱいだと。ドクターは、院内に入れなくて外でPCR検査をしてるというようなことが続いているということで、まだまだちょっと、確かに2類から5類にはなつたんですけれども、ウイルスそのものは基本的には変わつていませんので、そういう意味では感染というものには非常に気を付けなさいいけないと思ひております。それぞれのご家庭も含めて感染対策を引き続き、注意を払つただけければと思ひます。

本日の農地のつぶやきにて、皆さん方のほうにお配りしてございましたけれども、2、3触れていきたいと思ひます。一つはご案内のとおり、農地法の改正がございまひて、下限面積要件の廃止に

つきましては、もう既に皆さま方ご承知かと思えます。現に市民の方々から、この改正に伴って、いわゆる 10 アール未満の農地を購入したい、それからお借りしたい。全く農業の経験のない方のそういうケースが出てきてます。今回も、農地法第 3 条の案件 20 件出てますけども、そのうちの 7 件が 10 アール未満という案件が出てきます。

いわゆる担い手さんの多様化という面では、私どもも非常にウエルカムです。ぜひ、どんどんやっていただいて、農家を体験してもらって、その重要性をご理解いただいて、もっと規模を拡大していただくということでもいいんじゃないかなと思えますけども、必ずしもそういう方ばかりではないんじゃないかなというふうに思ってます。とりわけ私ども、心配してますのは、3 条で農地を買って、1 年もしないうちに人に転売するだとか、中にはいつの間にか駐車場に変わってるとか、そういった違法転用というようなケースも、あってはならないんですけども、そういうことは想定をしなければいけないなと思ってます。

基本的には、農業委員会の会議で認めていただければ、それはそれで一つの一区切りですけれど、農業委員会が認めた後も、できれば少しの間は注目をして、1 年間はどうかだろうかということに気にかけていただければありがたいかなと思っております。悪い事例をつくりますと、それがまたどんどん広がっていくということも考えられますので、この辺は一つお願いしたいと思います。

二つ目は、凍霜害、それから降雹の被害の問題でございます。既にご案内のとおり、新聞紙上でも長野市管内で約 1.4 億円の被害が発生いたしました。被害に遭われた農家の皆さんには心よりお見舞いを申し上げますと共に、私どもといたしましても、先月の農業委員会でも状況のご報告等いただきましたが、調査会でもそういうお話を聞いています。私は長野市農業委員長として、毎月、県の農業会議に出ています。その場で私も長野市の状況について報告し、いずれにしても雹、それから凍霜害については、市町村レベルの話ではない。

これは県レベルでどうするかという話なので、直接、農業会議の望月会長や、当然、県の農政部にも知り尽くされてますんで、それに対しても長野市の実態等々については報告申し上げて、早々にアクションを起こしてくれということで、翌日、農業者団体が県知事のほうに救済の動きをしてくれという申し入れをしています。今日、ここに宮崎委員、阿部委員おりますけども、市議会でも被害状況については議論をされているというふうに聞いておりますので、そこでもまた何らかの結論、方向づけはされる

んじゃないかなということ、私どもも注目していきたい。そういうふうに思います。

それから内部の話でございますけども、ご承知のとおり、農業者年金、ご存じかと思えます。農業者のいわゆる国民年金の、さらに上積みの、国の制度でございます。長野市でも約600名ぐらい対象になっております。とは申しまして、各地域に推進協議会という組織があり、事務局はJAになってもらってますけれども、実を言いますと、役員の方がほとんど高齢化されちゃって、1年に1回の総会もままならないというのが現状でございます。足がないということ、それから当然、もう日常の活動は全く停滞しているということで、昨年1年間、農業委員会の事務局に対して、この先どうするか考えてほしいという課題提起がございました。

私どもの事務局と、農業委員会の中でも議論というか農業委員の仕事として、農業者年金の加入促進っていうのは大きな活動の柱でございます。そんな中で私どもも農業委員会の中で推進する機能を設けたいということで、これは総会でも決めていただきましたけども、今日、第1回目、この総会の後、その会議もしたいというふうに思っております。まだ、制度を知らなくて加入されてない、特に若い人たち、結構いますんで、そういった方々と、その辺の動きを知っていただいて活用していただきたいというふうに私も思ってますんで、よろしく申し上げます。

最後に地域計画のお話でございます。各調査会で、おかげさまでモデル地区をリストアップしていただきました。今日、会議後半で、農業政策課のほうで、その結果についての話を、説明してくれるということで、今日、時間を取ってますんで、その場で詳しいことをご質問があればいただきます。今日は農地法関係だけで、農振除外の案件も含まれます。それぞれ中身について、慎重審議かつ忌憚のないご意見をいただければありがたいかなと思っております。いずれにしても効率の良い会議進めていきたいと思ってますんで、ご協力をよろしく願いいたします。以上で私の開会のあいさつにいたします。ありがとうございました。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、上田事務局長より報告とあいさつをお願いします。

上田事務局長

事務局長の上田でございます。皆さまにおかれましては、お忙しい中、第5回長野市農業委員会総会にご出席をたまわりまして、誠にありがとうございます。私からは4月・5月に発生しました長野市の農業農産物の被害について、お話をさせていただこうと思っております。お手元に資料、A4判1枚ものの資料でございますけれども、4月・5月の農作物の被害についてといっ

た資料をご用意させていただいています。こちらの表面でございます。1の被害状況、こちらのほうからお話をさせていただきたいと思っております。

被害の状況につきましては4月9日、10日、13日の3回、市内全域で降霜を確認いたしました。加えまして9日については松代地区、信更地区、大岡地区の一部の山間部で短時間ではありますが、降雪があったことも確認をしているところでございます。また、4月25日には市内南部でマイナス3度まで気温が下がったという報告が出てございます。さらに5月15日には降雹があり、浅川地区、朝陽地区で1分程度、若穂地区、松代地区で5ミリほどの大きさの雹が、およそ10分間降ったことを確認してございます。

その調査の中で資料の写真にもあるように、壊死したりんごの花弁が目立つ圃場であったり、結実が一つも見られないプルーンや梨等の圃場。また、降雹によるりんご、あんず、破れましたぶどうの花と、現地において、被害の大きさを改めて確認いたしました。被害額につきましては、連続した被害による広範囲にのぼる大きな被害が発生しております。また、2ページ裏面ですが、2の凍霜害被害額でございますけれども、まずりんごです。被害時期が開花期に入っており、褐変症状や壊死症状により、94ヘクタールの被害面積、被害金額が7,874万円を見込んでおります。

次に日本なしです。被害時期が満開期であり、壊死症状により12.5ヘクタールの被害面積で、被害金額が3,237万6,000円を見込んでおります。桃でございます。数値はネクタリンも含まれます。被害時期が満開期であり、褐変症状や壊死状態により、37ヘクタールの被害面積で、被害金額が2,310万3,000円を見込んでおります。プルーンは、若穂地区を中心に5ヘクタールの被害面積で、130万4,000円。梅は信州新町地区を中心に5ヘクタールの被害面積で、114万1,000円となり、次にあんずの1.6ヘクタール、被害額でいうと41万4,000円となります。

最後の花き、他でございますが、平種柿、アスパラ、ワラビ、シャクヤク等で173万8,000円の被害を見込んでおるところでございます。凍霜害の合計被害額は1億3,881万6,000円となります。続いて3、降雹害の被害額について説明をします。初めにぶどうです。シャインマスカットが中心で1ヘクタールの被害面積で93万7,000円の被害を見込んでおります。次にりんごです。打撲により2.3ヘクタールの被害面積で、被害額は39万8,000円を見込んでおります。あんずです。収穫を控えた果実に打撲が生じ、1.5ヘクタールの被害面積で19万4,000円ぐらいを見込んでおります。雹害の合計被害額が、152万9,000円となります。

凍霜害、降雹害の被害額合計が1億4,034万5,000円という状況でございました。

報告は以上でございます。本日につきましては、審議いただきます農地法関係等議案及び報告が9件。その他のことにかかる議案等は2件でございます。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお渡しします。

議長 それでは規定によりまして、議事進行を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号10番、小林清男委員と議席番号11番、清水貢委員、両委員にお願いします。よろしくお願いいたします。議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者については、その議事に参与することができないとしております。

本日の議事案件に関しましては、議案第52号 非農地決定についてお手元に配布しております別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他、当事者または関係者となっておられる方がございましたらお申し出ください。よろしいですか。

【該当なし】

議長 それでは、それ以外にはなしということで確認をいたしました。次に、案件の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

熊井主幹 事務局、熊井です。よろしくお願いいたします。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りいたしました資料、事前に皆さまにお届けし、本日ご持参をいただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧表確認用のとおりでございます。ご確認をお願いしたいと思います。それでは資料の訂正に移ります。本冊の農地法等議案の1ページ1番の受人の氏名の漢字が間違っておりましたので、訂正票のほうに訂正をさせていただきます。

また、別冊の農振除外に関わる意見聴取について訂正がございます。こちらにつきましては議案第51号の説明におきまして、農業政策課より説明をさせていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。以上です。

議長 それでは議事に入ります。農地法等にかかる事項につきまして審議を行います。議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願い

いたします。

熊井主幹 事案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 6 ページの 20 番までの 20 件でございます。内容は、所有権移転案件が 18 件、使用貸借権案件が 2 件となります。5 番、6 番、9 番、11 番、12 番、そして 19 番につきましては農家創設でございます。また、2 番、3 番、4 番、8 番、10 番、13 番及び 14 番につきましては、10 アール未満の案件となっております。

なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますけれども、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の利用上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することのできない要件について確認をいたしましたところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いをいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番から 6 番について申し上げます。

善財地区調査会長 北部調査会の善財です。先ほど会長からもありましたが、10 アール未満の取得が、2 番、3 番、4 番ということであります。それから 5 番、6 番は 10 アール以上の取得で、新たな農家創設ということでありまして、先ほどの会長の挨拶のとおり、今後、注視していかなければいけないというような事案が多くありました。1 番は贈与でありますけれども、全て 1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、農地法の許可要件に合致しておりまして、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議長 長 続きまして西部地区調査会長から 7 番、8 番、9 番及び 10 番について申し上げます。

和田地区調査会長 西部地区調査会長の和田です。よろしく申し上げます。まず 7 番の事案ですけれども、移転面積が 86 m<sup>2</sup>、3.69 m<sup>2</sup>と少ないわけですが、受人の●●様に隣接している土地の売買であって、進入道路と、農地を整形にし、効率良く行うための移転で、農地法に適用しており問題はないと思います。8 番につきましては、これも 10 アール未満の移転ですけれども、受人の自宅の隣にある農地を取得して家庭菜園等を行っていききたいという事案でありまして、そちらについても許可条件に適合しており問題はないと思います。

9番につきましては、農家創設であり、こちらにつきましては受人のお父さまが、もともと持ってた土地が、事情あって渡人の、これはおじなんですけども、おじさんの名義になっていたということで、おじさんも高齢になり、自分の父親も亡くなっているということで、今度、●●さんが、受人が取得して新たに農家を行っていきたいという事案であり、農業に対する意欲もあり、許可条件に適合しており問題はないと考えてます。

10番につきましては、これも10アール未満の取得ですけども、自宅近くにある梅と梨の植わってる畑であって、いとこ同士ということの事案でありまして、取得して自分が引き続き梅と梨の栽培を行っていきたいということであり、許可条件に適合しており、問題ないと認められます。以上です。

議 長 続きまして中部地区調査会長から、11番から14番についてをお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。11番、12番は農家創設であります。耕作者本人に調査会に出席いただきまして、営農計画書等のお話をしました。貸したのはいずれも、農業が非常に好きだということで、本業はあるんですが同時に農業に参入したいと。話を聞いておりますと、農業の社会的価値を非常によく理解していると認めて、非常に気持ちのいい報告を受けたんですが、さらに肝心の数字的な裏付けもしっかりしてるということでありまして、内容に問題なく許可条件に適合しているというふうに判断をいたしました。

13番なんですが、先ほど会長のご挨拶にありましたような10アール未満なんですが、宅地を、この受人の●●さんが●●さんから買ったんですが、その前に農地がありまして、本当は一緒に買ったかったんですけども、10アール未満の制限があって、農業者にならなかったというところなんですが、今回それがクリアできるということで、ぜひ欲しいということです。必ず農業に使うということも確認はしておりますが、本人、造園師なんで、芝を作ったり養木をしたりするということですので、よしというふうに判断をしております。

それから11番は、これは受人のほうが既に耕作をしておりましたが、今回、この際、権利関係をきちっと整備したいということで所有権移転をしたものであります。問題ないというふうにいたしました。以上になります。

議 長 続きまして南部地区調査会長から9番、15番、18番の案件についてお願いいたします。

小林地区調査会長 9番につきましては先ほど中部の調査会で報告がありましたけれども、南部の地域も含まれております。篠ノ井西寺尾という、



9番の5筆目にあります。こちらの農地は南部調査会で審議しました。審査の結果、問題ないと判断いたしました。

続きまして15番、5ページの15番から18番に関しまして、いずれも許可条件に適合しているという、調査会では許可相当と判断しております。以上です。

議 長 それでは続きまして東部地区調査会長から、19番及び20番についてお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。19番の案件につきましては、借人の●●さんは、貸人の●●さん、こちらがご実家になります。ご実家の農地を借りて、農業をやろうと。ご実家にいる頃から農業にはいそしんでいらしたという中で、これから力を入れていきたいという農家創設の方です。20番については、受人の●●さん、今までもぶどう栽培を中心に若手農業者として奮闘されている方だということで、今回、自己所有の農地を得た中で、さらにぶどうの栽培を拡充されたいということ。また、このあとの5条の関係でも、農家住宅の関係で、案件がございます。いずれも熱心に農業に取り組まれるつもりであるという方と判断されます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告につきまして、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特にはないですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは意見なしということで採決に入ります。議案第47号について許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認しました。議案第47号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明申し上げます。7ページをご覧いただきたいと思います。番号1番から10ページ、10番までの10件でございます。1番は資材置場及び仮設水路を設置する一時転用案件で、許可の日から令和6年3月10日までとしております。2番は駐車場を設置する転用案件です。3番及び4番は農家分家住宅を建築する転用案件でございます。また、この両案件につきましては備考欄に開発許可と記載がございますとおり、市街化調整区域におきまして、宅地造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許

可制度の運用におきまして、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可がされません。従いまして、開発許可と記載があるものにつきましては、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

5番は資材置場を設置する転用案件です。6番は工事部材置き場を設置する一時転用案件で、許可の日から4カ月間としております。7番は砂利採取のための一時転用案件で、許可の日から1年間としております。8番は駐車場及び重機置場を設置するための転用案件です。また、同案に農振除外と記載がありますとおり、令和5年5月15日付で、農業振興地域整備計画にかかる農用地利用計画の変更があったものでございます。9番は農家住宅を建築する転用案件です。10番は駐車場及び農業機械置場を設置する転用案件です。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等許可要件に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定をいただき、県に進達しておりました農地法第4条の案件につきましては、2件とも許可済みとなっております。また、農地法第5条の7件のうち、6件につきましては許可済みとなっております。開発許可の必要な1件につきましては、まだ許可書が届いておりません。これにつきましては特段の指摘がないことから、近々、許可の見込みであります。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部調査会長から1番から3番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。1番ですが、賃貸借権の設定でありまして、貸人ですが、●●他5名が貸人となって●●が一時転用におきまして、資材置場、仮設水路の用地として使用したいというものであります。近隣等に影響は少なく問題はないと解釈いたしました。それから2番ですが、賃貸借権の設定によりまして、●●(株)の駐車場にしたいということでありまして、既存の駐車場があるわけですが、足りないということで、既存施設の拡張ということで、近隣に影響はないということで許可妥当と判断しました。3番、これは使用貸借権の設定によりまして、農家分家住宅のために貸したいというものでありまして、これも問題なしと判断いたしました。以上であります。

議 長 　続きまして中部地区調査会長から4番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 4番ですけれども、農家分家住宅の建設用地の案件ということでありまして、借人の母親、祖父母ですけれども、それが貸人ということでもあります。申請書類、それと現地に行きまして周辺農地に影響がないことを確認しまして、調査会で審議しましたが問題ないということで判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、5番から7番についてお願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。5番につきましては、篠ノ井東福寺におきまして、資材置場に転用申請ということになっております。申請者は千曲市の業者さんでありまして、建設資材を置くために利用するものということでもあります。6番につきましては、篠ノ井の塩崎におきまして、工事部材置場ということで、一時転用の案件でございます。東京の業者であります、長野市で携帯電話の基地局の電柱を設置するという事業のために、一時的に利用したいという案件でございます。

次、7番につきましては篠ノ井小松原地籍になります。砂利採取用地ということで、砂利採取のための一時転用の申請であります。砂利採取につきましては、長野県の建設事務所長が許可をし、砂利採取法の許可と同時に申請となっております。南部地区調査会で審議し、周辺農地への影響は認められないと判断いたしました。また、事業計画書には、跡地への良好な土を埋め立てる。農地の元々の表土50センチを敷き、農地へ復元すると計画書には記載されております。

また、事業において生じた周辺住民からの意見への対応は、弊社、●●さんですけれども、弊社で行うというのが書かれております。計画書に従いまして、事業を実施することを●●の担当者から確認を取っております。補足がありますが、長野建設事務所へ確認したところ、隣地への承諾書をいただき、印鑑を、押印もされているということから、小松原地区の区長さんに同意も得ているということを確認しております。以上、3件につきましては、南部地区調査会においては許可相当とするものと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして東部地区調査会長から、8番から10番お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。8番ですが、こちらのほうは建設事業主というか建設業を営んでいる●●さんのほうで、事業拡大のために既存の重機置き場と隣接した農地を転用する、同じような、重機置き場、資材置き場として使用したいというものでございます。5月には農振除外が行われておりまして、内容的には産業廃棄物等の持ち込み、搬入は一切ないということで周囲への影

響もないということで可と判断をいたします。9番につきましては、先ほどの3条の関係で、案件がございました●●さんの農家住宅の建築です。今回、取得した農地の一角に住宅を設けるということで、圃場に近い、隣接した所に居を構えて、より農業に密接した生活を送りたいということで、こちらのほうも可と判断したものです。

10番につきましては、駐車場、農業用機械置場の設置ということで申請があったものですが、受人の●●さんなんですが、金属回収業とあります。金属回収業ということであると、いろいろと廃棄物等のたい積も予想されるのではないかということが、調査会の中で指摘されまして、後日、調査会の後、当事者、申請人と代理人の行政書士、また隣接の耕作者等も現場で立ち会いまして、再度、事業内容について確認をいたしました。一応、使用の用途としては同じ松代にあります●●という農機具の販売、修理を行っている店舗の工場が手狭になったという中で、新たに置場を確保したというようないきさつがあるようです。

扱うものはあくまで修理が必要な中古の農機具、そういったものを一時的に保管するというので、現在、金属回収業は●●さん自体は営んでいないということで、農機具の關係に専念をされるということでありました。廃棄物の持ち込みもない、また、周囲の耕作にも影響は認められないのではないかとということで、可と判断をするものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでありますので、採決に入ります。議案第48号につきまして、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって議案第48号は許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第49号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第49号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについてご説明を申し上げます。11ページをご覧いただきたいと思えます。番号1番及び2番の2件であります。1番につきましては令和5年4月28日開催の第3回総会におきまして、農地法第3条

の規定による許可申請において、所有権移転として許可の決定をした案件でございます。申し出の理由でございますけれども、理由欄に記載のとおり、事業計画に変更があったことから、許可の取り消しの申し出があったものでございます。

2番につきましては、令和4年11月30日開催の第34回総会において、同じく所有権移転として許可決定とした案件でございます。申し出の理由でございますが、理由欄に記載のとおり、双方の事情によりまして所有権移転が中止となったことから、許可取り消しの申し出があったものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに中部地区調査会長から1番についてお願いします。

北村地区調査会長 中部地区、北村です。1番でありますけれども、譲渡人の●●さんの娘さんが●●さん、受人ということであります。父親から、贈与を受けたもので、4月の総会で許可をいただいたものですが、先ほど事務局から説明ありましたように、事業計画変更の事情がどうしても発生したということでありまして、今回、取り消しの申請があったものであります。調査会では相当、議論いたしました。問題ないというふうに判断をいたしましたものであります。以上です。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、2番についてお願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。2番の塩崎、篠ノ井塩崎での案件でございますけれども、渡人と受人、土地売買契約が取りやめになったということで、調査会では取り消しですけれども問題ないと判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手お願いします。私からいいですか。1番、2番ともに現在の農地の状況っていうのは、引き続き耕作されているというふうに理解していいでしょうか。

北村地区調査会長 耕作されてますが、真ん中の●●ですね。ここは一部、耕作されてない場所もあるということです。

議 長 前任者がやってるという理解でよろしいでしょうか。

北村地区調査会長 はい。

議 長 2番はいかがでしょうか。●●さんのところは、引き続き畑に使われてるという理解でいいでしょうか。

小林地区調査会長 2番は、これは現在も今までの方が耕作されております。ただ、

最終的に調整がつかなかったということで、取りやめということになったんですね。

議 長 分かりました。他、いかがですか。特にございませんか。ないようでございますので、採決に入ります。議案第 49 号につきまして、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって議案第 49 号は許可を取り消すことに決定いたします。

続きまして議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可の取り消しについて議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可の取り消しにつきましてご説明申し上げます。13 ページをご覧くださいと思います。本件につきましては、令和 4 年 11 月 30 日開催の第 34 回総会におきまして、農地法第 5 条による、自家用駐車場への転用案件として、許可相当として決定し、県に進達して同年 12 月 9 日付で許可となった案件でございます。申し出の理由でございますが、理由欄に記載のとおり予定していた駐車場の設置を中止したということから、許可取り消しの申し出があったものでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がございました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。南部地区調査会長からお願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。50 号、5 条の 1 番の取り消し申請につきまして、渡人と受人、土地、転用事業が取りやめになったという話でございます。令和 4 年の話ですけれども、現状は農地であり転用事業未着手のため、調査会では問題ないというように判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 着手いただいてないということですから。ないようでございますので、採決に入ります。議案第 50 号につきまして、許可を取り消すことが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって議案第 50 号は、許可を取り消すことは相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 51 号 農振除外等にかかる意見聴取につい

てを議題といたします。農業政策課から議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課  
高 澤 主 査

農業政策課、高澤と申します。議案第 51 号 農振除外等に関する意見聴取についてご説明申し上げます。資料は別冊「第 5 回農業委員会総会議案、農振除外等にかかる意見聴取について」をご覧ください。説明に先立ちまして、資料の訂正がございます。「第 5 回農地法等議案（別冊）訂正表」をご覧ください。こちらにつきまして、上から順に説明させていただきます。

1 ページの除外番号 7 番の申出者について、●●から、●●外 1 名に訂正。43 ページの除外番号 7 番の申出者について、●●から●●外 1 名に訂正。49 ページの除外番号 8 番、申出地地図について、地図の差し替え。最後の 56 ページの次のページに、昨日、追加がありまして、57 ページの顛末書の追加になります。以上です。お手数をお掛けいたしますが、よろしく願いいたします。

引き続きまして、別冊の説明をさせていただきます。別冊の資料の 1 ページ、除外案件受付表がございますので、ご覧ください。今回の農業振興整備計画の変更は、除外 8 件、軽微変更 1 件です。また、除外番号 5、6、7、8 については 2 ページから 5 ページに申出地一覧がございます。それでは各案件について説明させていただきます。

まず資料 6 ページ、除外番号 1 です。事業計画者の●●さんが、申出地に農業後継者別棟住宅を建設するために申し出するものです。除外申出地は篠ノ井塩崎●●で、地目は畑。除外面積は 475 m<sup>2</sup>。土地改良事業の実施はありません。農地法は 1 種農地で、集落接続のために転用見込みあり。開発許可は 60 条証明により許可不要となっています。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。続いて内容説明ですが、事業計画者は田畑を 5, 258 m<sup>2</sup>ほど耕作している両親の農家を手伝い継承していくため、両親宅の隣地である除外申出地に、農業後継者別棟住宅を建設するものです。7 ページに位置図、8 ページに配置図及び平面図、9 ページに立面図、10 ページには現況写真を添付していますので参考をご覧ください。

次に資料 11 ページ、除外番号 2 です。事業計画者の●●さんが、申出地に農業後継者別棟住宅を建設するために申出するものです。除外申出地は、豊野町大倉上堰●●で、地目は畑。除外面積は 109 m<sup>2</sup>。土地改良事業等の実施はありません。農地法は 3 種農地で、原則許可により転用見込みあり。開発許可は 60 条証明により、許可不要となっています。また、除外 5 要件を全て満たしている状況です。続いて内容説明ですが、事業計画者は田畑を 2 ヘクタールほど耕作している両親の農家を手伝い継承してい

くため、両親宅の隣地である除外申出地に、農業後継者別棟住宅を建設するものです。12 ページに位置図、13 ページに配置図、14 ページに平面図、15 ページに立面図、16 ページには現況写真も添付していますので、参考にご覧ください。

次に17 ページ、除外番号3です。事業計画者は●●組 組長、●●さんになります。事業計画ですが、●●さん所有の申出地において、既に防火水槽として農地以外に利用していることから、追認案件となります。除外申出地は、豊野町大倉字上堰●●。地目は畑。除外面積は22 m<sup>2</sup>。土地改良事業の実施はありません。農地法は3種で、原則許可のため転用見込みあり。開発許可は許可不要となります。

続いて内容説明ですが、50年以上前に当時の豊野町より、防火水槽設置の要請があり、事業計画者である●●組が、豊野町にも報告した上で、防火水槽を設置しました。申出地は農用地区域の変更が必要という認識がなかったため、今回、改めて申出するものです。位置図は先ほどと同様、12 ページで、18 ページに配置図、19 ページに平面図、立面図、20 ページに申出地の現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。

次に資料21 ページ、除外番号4です。事業計画者の●●さんが、申出地に倉庫、作業所、駐車場を建設するために申出するものです。除外申出地は若穂綿内●●で、地目は畑。除外面積は626 m<sup>2</sup>のうち、234 m<sup>2</sup>で分筆を進めています。土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地で、既存の拡張のため転用見込みあり。開発許可は60条証明により、許可不要となっています。また、除外5要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明ですが、事業計画者は田畑を5,058 m<sup>2</sup>ほど耕作していますが、自宅隣接地で耕作を行うために機材・資材の保管が必要であり、農業用倉庫等を設置することにより、効率的な作業が可能となることから、今回、当該地の一部を申出するものです。22 ページに位置図、23 ページに求積図、24 ページに配置図、25 ページに立面図、26 ページには現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次の資料27 ページ、除外番号5です。事業計画者の●●さんが、申出地に農家住宅を建設するために申出するものです。除外申出地は信更町今泉字前田●●外2筆で、地目は田、除外面積は670 m<sup>2</sup>、土地改良区はありません。農地法は2種農地で、非代替性により転用見込みあり。開発許可は60条証明により許可不要となっています。また、除外5要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明ですが、事業計画者は田畑を8,090 m<sup>2</sup>ほど耕作していますが、既存の農家住宅が、県道の拡幅改良事業にかかり、



取り壊しが必要となったため、4メートル道路に接し、現在の住宅の近い場所にある当該地に、新たな農家住宅を建てるために申し出するものです。28 ページに位置図、29 ページに配置図、30 ページに立面図、31 ページに平面図、32 ページには現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に 33 ページ、除外番号 6 です。事業計画者の●●株式会社が申出地に工場を建設するため申出するものです。除外申出地は若穂川田●●外 13 筆で、地目は畑。除外面積は 6,883 m<sup>2</sup>。土地改良事業等の実施はありません。農地法は 1 種農地で、既存の拡張により転用見込みあり。開発許可は法 34 条 7 号により許可必要となっています。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明ですが、事業計画者の事業は堅調であり、新工場を建設し、生産量を増加させる必要があります。申出地は、既存敷地の隣接地であり、新工場を建設することで一体的利用による効率的運用が可能となるため申出するものです。34 ページに位置図、35、36 ページに配置図、37 ページに立面図、38、39 ページに平面図、40、41 ページに求積図、42 ページが申出地の一部ではありますが現況写真を添付していますので参考にご覧ください。

次に 43 ページ、除外番号 7 です。事業計画者の●●株式会社が申出地に駐車場を移転するために申出するものです。除外申出地は風間●●外 4 筆。地目は畑。除外面積が 1,977 m<sup>2</sup>、長野平土地改良区の受益地ですが、土地改良等の実施はありません。農地法は 1 種農地で、既存の拡張のため転用見込みあり。開発許可は駐車場のため、許可不要となります。

続いて内容説明ですが、事業計画者が現在利用している駐車場が、産業団地開発の区域に含まれるため、駐車場の移転を計画しました。事業所隣接地かつ周囲が産業団地開発区域、Mウェーブ、駐車場に囲まれた当該地が周辺農地への影響が少なく申し出するものです。位置図は 44 ページ、45 ページに現況平面図、46 ページに計画平面図、47 ページに申出地現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に 48 ページ、除外番号 8 です。事業計画者の●●株式会社が、申出地に産業用立地開発を行うために申出するものです。除外申出地は大豆島●●外 111 筆。地目は田、畑。除外面積は 99,295.42 m<sup>2</sup>。長野平及び善行寺平土地改良区の受益地ですが、地域未来投資促進法を適用します。農地法は 1 種農地で、地域整備法での転用見込みあり。開発許可は必要となります。また、こちらの地域整備法は総称でありまして、地域未来投資促進法が含

まれます。

続いて内容説明ですが、申出地については交通の利便性に優れており、精密機械関連事業や、建設関連産業、卸・物流業の立地適正が高く、地域未来投資促進法の長野地域基本計画の条件に合致し、地域経済に寄与する企業を誘致するために申出するものです。49 ページに位置図、50 ページに配置図を添付していますので、参考にご覧ください。また、商工労働課のほうから補足説明がございます。資料につきましては訂正表の配置図の後ろに、地権者の皆さまへの説明資料といったパワーポイントの資料がございますので、こちらのほうをご覧ください。それでは商工労働課のほうに説明をお願いします。

商 工 労 働 課  
堀 内 課 長 補 佐

商工労働課の堀内と申します。私のほうから補足説明をさせていただきます。まず、そちらの資料なんですけど、ちょっと古いものですが、昨年6月に地権者説明会の中で使用した資料からの抜粋になりますので、よろしくをお願いします。裏面を見ていただいて、事業の目的というところなんですけど、今回の開発が長野市のほうで企画したものでございまして、事業の趣旨としては、現在、長野市では産業立地に供する大規模な用地がないことから、工業系の新たな産業用地を開発するという趣旨でございます。下の(2)の事業手法のところなんですけど、②の民間提案をベースとして、市と協議して作成する事業計画に基づき、民間の開発手法により実施するというものでございます。

それでは下段のこれまでの経過というところで、地権者さんとの経過ですとか状況についてご説明させていただきます。まず令和3年の9月15日と18日に、地権者の皆さまですとか、地元住民の皆さまを対象にした説明会を実施し、新たに工業系の産業用地を開発すること。大豆島地区を第一候補地にすることなどをご説明させていただきました。説明会の後、9月の末から10月にかけて、意向調査というものを実施しました。内容としては、自分の土地が産業用地になることについて、どのように思ってるかというような意向調査を実施しました。その後、少し時間空きますけれども意向調査等の中で、開発の手法に対する疑問や不安の声などをいただいたため、令和4年1月31日と2月1日に勉強会という名目で地権者さんを対象にした説明会を実施しまして、事業について再度説明し、事業に対する理解を深めていただきました。その後、令和4年の2月7日から21日ぐらいにかけて、事業者募集など次の段階に進めることについて、どう考えますかというような内容で、2度目の意向調査というものを実施いたしました。

その意向調査の結果、約9割近い地権者さまの同意をいただき

ましたので、令和4年3月29日に事業者募集など、次の段階に進めていきたいということを説明させていただくための説明会を実施いたしました。今回、民間開発ということで、4月から5月にかけて、この場所を開発する事業者さんと立地する事業者さんのグループを募集して、選定をいたしました。5月26日に事業者グループが決まったことを受けまして6月3日に説明会を開催し、事業者が決定した旨の報告と、事業者さんを紹介するための説明会を実施いたしました。

資料についてはここまでなのですが、その後、1カ月後の7月3日に、再度、説明会を実施して、事業の手法ですとか流れについて、もう一度、説明をさせていただきました。この説明会以降、事業者グループの皆さんが地権者さんのお宅へ個別に伺って、用地交渉をしております。事業者さんのほうで、反対の方もいらっしゃったんですが、粘り強く交渉していただきまして、先月の5月末までに全ての地権者さまのほうから同意を得まして、当地の売買契約が完了しているという状況でございます。私からは以上です。

農業政策課  
高澤 主 査

除外番号8については以上となりまして、次、また別冊のほうに戻っていただきまして、資料51ページ、軽微変更番号1です。事業計画者の●●さんが、申出地で農業用資材倉庫を利用するため申し出するものです。除外申出地は若穂綿内●●で、地目は田。軽微変更面積は164㎡。農地法は農用地区域内農地における農業用施設のため転用見込みあり。開発許可は許可不要となっております。除外5要件ですが、①から④までは条件を満たしていることを確認しております。⑤番については、軽微変更の場合、変更後も農業のように供していくことから、土地改良事業等完了から8年未経過の条件を満たす必要がないため、要件から除いております。

続いて内容説明ですが、事業計画者は田畑を4,132㎡ほど耕作しており、耕作地に近い申出地において、農業用資材等を保管するため、農業用倉庫を建設し利用しています。農用地区域の用途区分変更が必要という認識がなかったため、今回、改めて申出するものです。位置図は52ページ、53ページに配置図、54ページに平面図、55ページに立面図、56ページに現況写真。差替資料の57ページに顛末書を添付しておりますので参考にご覧ください。また、こちらの件については事前の調査会の中で、現地を確認したところ、木材等の置き場になっており、農具用資材倉庫としては扱われていないとの意見がありました。調査会の意見を担当行政書士及び申出者に伝えたところ、6月末から7月初旬には是正するとの回答をいただいております。除外及び軽微変更の説

明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 農業政策課及び商工労働課より説明がありました。それでは地区調査会長から補足説明なり、検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から2番、3番、7番、8番についてお願いします。

善財地区調査会長 まず2番ですけれども、ページは11ページになります。農業後継者別棟住宅を建てたいということで、私道と宅地に挟まれた所に後継者の別棟邸宅を建てたいということでありまして、これは網掛け、見るとおり、集団性を損なうようなことにはならず支障がないということで、除外妥当という結論に達しました。

それから除外番号3と2番、関係あるんですけども、3番については17ページをお願いします。これは防火水槽が50年以上前に作られていたけれども、手続きを踏んでいなかったということが、今回、この18ページの防火水槽の南側、新設建物とありまして、既存建物が親の家、それからその隣に後継者別棟住宅を建てたいということから、今回、この2件の除外申請が出されたものでありまして、問題なしという判断をいたしました。

それから7番になりますけれども、7番は、ページは43ページでありまして、駐車場を設置したいということでありまして、隣接の土地と立体的に利用をしたいということで、周辺農地への影響はないという判断をいたしました。それから除外番号8ですが、48ページをお願いいたします。それぞれ除外番号7と除外番号8番、同じ所なんですけれども、今回、除外が同時期に行われるということでありまして、除外ナンバー8につきましては、本日、差し替え資料をお配りいただいております、分かりやすく説明をいただきましたので、当日、農業政策課からご説明いただいた内容が、本日の差し替え資料ではっきり分かるということでもありますけれども、エムウェーブの南側にあるおよそ10ヘクタールの農地を除外して、先ほどご説明のあった市が関与した事業を行うということでもあります。エムウェーブとの間に斜線を引いた部分がありますけれども、これは道路の付け替え等が必要だということから、エムウェーブの代替駐車場、それから道路の付け替えも行うということで、これはそちらのほうで手続きが行われます。それから東側、県道に沿って細長く南北になるこの土地、これは県道の拡幅で総合見直しに合わせて除外されるということでありまして、申出地の矢印が道路の所に止まっておりますけど、その西側、灰色で、黒枠で囲んである部分、斜線部のない網掛けの所、こちらが9.9ヘクタール、約10ヘクタールの除外をするということでありまして、事業の妥当性等、勘案いたしまして、以上4件除外、問題なしという結論に達しました。以上であります。

す。

議 長 続まして、南部地区調査会長から1番、5番についてお願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。1番の篠ノ井塩崎における除外申請。10ページの写真をご覧いただけますか。●●さんが、この写真でいきますと上の写真で1軒お家がございますけれど、こちらが両親の自宅ということです。これに隣接する農地になります。こちらに後継者別棟住宅の建設ってということで除外申請が出ております。調査会でも問題ないと判断しております。

続まして27ページ、除外番号5番です。●●さん。こちらの案件につきましては、図面見ていただければ分かりますかね。今泉のバス停という所に、既存家屋の矢印がありますけれど、ちょうどその道路にかかる所にお家があります。詳しくは32ページの写真を見ていただきますと、写真2枚あるんですけども、下にある写真の中心にお家がありますけれど、こちらのお家ですね。これが、今回、道路を拡幅するということで、引っ掛かってしまう。そこで手前に、耕作されているとか、花が植わっているような畑がございますけれど、こちらの所に家を建てるという申請です。

ですから農地を除外していただいて、自宅にするという申請でございます。お近くの方でありますし、自分の農地を利用するっていう案件でございます。特に問題なしと判断し、調査会ではよろしいんじゃないかと。可とすることにいたしました。以上です。

議 長 続まして東部地区調査会長から、4番、6番と、軽微変更の1番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず除外番号4番、21ページですが、●●さんが、農地の一部に倉庫を設置するというもので、倉庫の周辺は果樹園という中で、周囲への影響も認められないということで判断いたしました。

続まして除外番号6番、●●株式会社が事業主の案件です。33ページです。●●株式会社は川田の工業団地内で、第1、第2工場を既に稼働させています。今回、事業拡大という中で、工業団地内には新たに設けられないという中で、隣接の広大な農地がありますが、そちらのほうに第3工場を建設したいというものであります。建設予定地の南側には既に駐車場が設置されていて、これは転用が決まっているものでございます。●●さんでは金属表面加工、メッキ処理っていうことで、水の関係が心配されるということで、地元説明会の中でも水の関係の質問等、一番多かったっていうようなことを聞いております。

水については外部へ一切流さず処理をした中で進める。また、

水質検査についても毎月、現在も毎月、関係の部署の方々に配布をして確認をしていただいている。さらに今後は検査の内容、判別したものを配布して確認していきたいというご予定です。また、水の量ということで地下水も利用されるということなのですが、農業に影響のない深層部からの採集を考えている。それから、建設する建物が、高さが 15 メートルということで、特に北側に隣接している圃場への日照の影響が大変心配される場所ではあります。

実際、工場側のほうで、春夏秋冬の影響等も事前に確認はされているようです。また、南側の駐車場とその間にある市道、その市道の払い下げる等も検討されているということで、もし、その話し合いが実現すれば工場自体、なるべく南側に持っていく中で建設を進めたい。北側になるべくスペースを空けたい、日照を回復させたいということもご努力いただいているようです。

地域の皆さん、いずれにしてもご心配もあるようなのですが、工場でも十分それに配慮して対応を進めるような取り組みであるという中で、この件については可と判断をいたしました。大きな農地が一遍に転用されるというような事態が今後も予想されている中で、これからの地域計画の中で農地の位置づけ等も検討していくってということが必要ではないかという意見も調査会のほうでもいただきました。

軽微変更の 1 番、51 ページです。先ほどの農業政策課の説明のとおり、申し出内容と現状、調査したところ、相違が確認されたということで、調査会の中では継続審議ということにいたしました。先ほどのお話の中で今後、改善をされるということなので、改善の結果を待つということになると思います。以上です。

議 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今、東部地区調査会長から軽微変更の 1 件については、調査会で検討した結果、現段階では妥当性を欠いているのではないかという説明がありました。それでは質疑応答及び採決に入りますが、まず農振除外が 8 件と、軽微変更 1 件について分けて議論したいと思います。

まず農振除外の 8 件について、農業政策課からの説明、さらには地区調査会長からの報告についてご発言のある方の挙手を求めます。阿部委員。

阿 部 委 員 今、この建物の説明いただいたんですが、建物が 15 メーターっていうことになれば、今、調査会長、言われたように作物に対する被害の影響が出てくるんじゃないかと思うんですね。できるだけ南側に建物、建てるってことを言ってると思うんですけど、実際には駐車場のほうに高い所を建てていただいて、被害が被らないようにするってことを前提に、どうしても被害が

被ったときには、一定度の補償をするっていうことはしないと、農業を続けていくっていうことになればまずいんじゃないかなと思うんで、その辺のところは検討していただきたいと思います。

議 長 そしたら、すいません、質疑として聞かせていただきます。農業政策課さん、今の阿部委員の内容、聞いて何かあれば。

農 業 政 策 課 高 澤 主 査 そういった被害が、調査会長からもご説明もありましたように、認証、同意、説明会、そういったところにつきましては十分注意をして、詳細に説明をしていると聞いておりますので、そういった形で納得していただいた上でご申請はしていただいているという、今の状況ではございます。

議 長 阿部委員、いいですか。

阿 部 委 員 被害、被ったときに、申請者の側の答弁っていうか、または農家の継続、営設して農業をやっていく人たちの農業被害についての考え方は、何か発言されたんでしょうか。

議 長 ちょっと補足しましょうか。阿部委員さん、私がたまたま同じ東部地区調査会で調査会も出席しましたし、さらにその前の現地説明会も、今回だけじゃなくて既にこういう説明会を2回、行っているんですよ。その中で、先ほど調査会長も申し上げましたような指摘を現地でさせていただいて、隣は桃畑なんです。当然、おっしゃったように日陰になる。いわゆる生産量が落ちるのではないかということ等々、あと品質レベルが落ちるのではないかというお話をさせていただきました。まず、あったのは、春夏秋冬の日の、15メートルにおける日の差し方の推測図、そんなの出してもらったり、当然、その辺の影響があるんで、思いきって南のほうに出してもらってというようなこと含めて、取りあえず現段階で想定される建物の日陰については、ほぼ避けられるっていうことは一応、今の時点では確認できてます。さらに、これから不都合があれば、日陰とはいいませんけども、農家に対する、当然、防除だとか、いろいろな問題が出てきますんで、あれば当然、相談をお聞きしますよということは、現地説明会では、口頭では聞いています。だからその辺は、また改めて、農業政策課さんが先方さんとの確認の中でしていただくということだと思っております。それでよろしいでしょうか。

阿 部 委 員 はい。

議 長 じゃあ他に農振除外の8件について、ご質問等ございましたらお願いします。私のほうからいいですかね。●●さんの件で、駐車場にするんですよ。●●さん、これ地図どこ、会社どこにんの？

農 業 政 策 課 44 ページを見ていただきまして。

高澤主査 長 どこにあんの？

農業政策課 申出地の南西といいますか、ここに隣接する土地のこちらが工場になります。

高澤主査 長 この、字風間って書いてあるじゃん。この辺にあんの？

農業政策課 申出地の隣ですね。

高澤主査 長 隣接なんだ。てことはもう、歩いてすぐだっていうことだよな。

農業政策課 そうです。

高澤主査 長 もっと俺、違うほうにあって歩いてくるのかなと思ったらそうじゃないんだね。分かりました。それから続けていいですかね。除外番号8番の件で聞きたいんですけども、対象農家さんが何件で、現地説明会、いわゆる地域説明会、行ったときに、農家さんから代替を求めているようなことがあったのかどうかとか、農地の売買なのか、貸借なのか。そこら辺についてももう少し詳しいレポートをしてほしい。今の話じゃおおざっぱ過ぎて。

商工労働課 代替については、約10軒ほどの地権者さんのほうから。

堀内課長補佐 長 10軒の農家さんから申出があったわけね。それはどうなったんですか。

商工労働課 それも●●さんが、用地交渉とかをやってますので、そちらのほうで代替地、探してほぼ代わりの代替地が見つかったような状況。

堀内課長補佐 長 10軒ですと、面積的にはどのくらいなんですか。トータル面積、どのくらいの面積、求めている。

商工労働課 代替地の関係は、ちょっと今、把握してないんですけど。申し訳ないです。

堀内課長補佐 長 農業委員会の総会なんで、農地については相当、一番私ども第一優先で聞きたいんですよ。その辺、本当はリスト出してもらって誰がどのくらい求めているか、どういうところに求めようとしているのかっていうデータぐらいは総会で出してもらわなきゃ。それは採決できない。そのぐらいの気持ちで来てください。これだけの広大な面積。それは準備できますか？また。

商工労働課 大丈夫です。

堀内課長補佐 長 分かりますよね。もう既に地権者説明会とか、先ほど意向調査で、ほぼ全部の地権者と合意を得られそうだというお話。

商工労働課 もう地権者さんとは、土地の売買契約っていうのは終了しておりますので。

堀内課長補佐



議 長 売買ということは、全部、買うことに。

商 工 勞 働 課 課 そうです。

堀 内 課 長 補 佐 いわゆる利用権設定とか、そういうことじゃない。

議 長 議 長 ではなく。

商 工 勞 働 課 課 100 パーセント売買？

堀 内 課 長 補 佐 そうです。取得です。

議 長 代替地の見込みを聞きたい。

場所の問題とか、作る作物によっては土壌の問題とかいろいろあるじゃないですか。それについては誠意を込めて動いてやってください。

商 工 勞 働 課 課 なるべく近くの場所で、同じような、田んぼなら田んぼで同じ

堀 内 課 長 補 佐 ような状態のものを探していただいて、おおかた希望するものが見つかったっていうことは聞いております。

議 長 この種の話ってというのは、地元の農業委員さんとか、最適化推進員さんには、お話しされてるんですか。

商 工 勞 働 課 課 以前、大豆島の農業委員さんにもお話はさせていただいて。

堀 内 課 長 補 佐 ていうことは初耳じゃないんですね。今回の農振除外に出てきて、こんなのやってるという話じゃないですよ。当然この中で。

商 工 勞 働 課 課 この開発自体の話はしてらっしゃると思います。

堀 内 課 長 補 佐 それは、該当の委員さん、良いですよ？そういう理解で。いずれにしても私どもは農業者さんの代弁ですから、その辺ちゃんとつかんだ上で話を進めていかないと、誰のための農業委員会か分かんなくなっちゃうから。そこだけはちょっとお願いをしたい。そういう話は一度、すいませんけど改めてデータ出してもらえませんか？当然で私らも守秘義務ございますので、どなたがどの程度の農地を求めて、どこに求めるんだと。それが現に実現できるかどうかっていうことも必要があったら農業委員さん経由でフォローするようにしますから。良いですか？

商 工 勞 働 課 課 分かりました。

堀 内 課 長 補 佐 それは、いつ頃、出ます？

議 長 議 長 なるべく早めに。

商 工 勞 働 課 課 一つ。

堀 内 課 長 補 佐 北村地区調査会長

議 長 北村委員、どうぞ。

北村地区調査会長 初歩的なことで、今の会長の案件について教えてほしいんですが、これは要するに地域未来投資促進法というのがあって、それに基づいて長野地域基本計画っていうのを作られたっていうことですね。それはいつぐらいの話。

商工労働課 堀内課長補佐 もともと基本計画っていうのは既にできていたんですけども、内容を若干、変更したもので、それは昨年12月に基本計画変更っていうのが、国のほうから同意はいただいています。

北村地区調査会長 昨年12月みたいだね。この49ページ、農地、ここの産業団地ですよ。ここをやると。これは既に5号地まで農地あるみたいで、掛かるみたいですけど、これは全部、埋まる予定になっているわけですか。

商工労働課 堀内課長補佐 そうですね。ここを縦割りして。

北村地区調査会長 出てくる企業さんとも、それは合意済みで、ここは空くっていうことはないっていうことで進めているっていうこと。

商工労働課 堀内課長補佐 そうですね。

北村地区調査会長 それと、ここにある民間開発手法ってあるけど、ありますもんね、説明会、事業のところにあるんですけども、民間開発手法っていうのは、ここに●●が事業計画者になってますけども、民間で全て内容、詰めてくってということが趣旨なんですか。

商工労働課 堀内課長補佐 そうですね。

北村地区調査会長 そういうことですか。市が直接、入るんじゃないかとね。

商工労働課 堀内課長補佐 基本的には今おっしゃった●●さんが入ることになってます。

議 長 いいですか。

北村地区調査会長 ありがとうございます。

議 長 他、いかがでしょうか。いいですか。それでは農振除外の、まず8件について採決を、質問なければこれについて採決に入りますけど、よろしいですかね。先ほどの除外番号8番については、こちらのほうからお願いした内容、これは提出していただく前提で、これから採決入りますけどよろしいですかね。それではまず、皆さんに確認をしてもらいます。農振除外8件について、この内容を、農振除外相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって農振除外8件につきましては、農振除外相当ということに決定いたします。

続きまして軽微変更1件についてでございますけれども、改め

て農業政策課さん、この1件についてどういうふうに取り扱うということですか。今回の追加資料、57ページに出してもらってますよね。これをもって改めて農業委員会として検討していくということでいいですか。それとも先ほど言ったように現場と提出資料が合っていないから、現場が終わるまでこれについては延長してもいいっていう理解でよろしい。どちらで。

農業政策課 現状と今の資料が合っていないということがありまして、この  
高澤 主査 顛末資料を出したからといって変わるような状況でもございませ  
議 長 ないので、現場の是正が行われた後に、また検討していただければ  
と  
議 長 ということ、今日、この段階では保留という形でよろしいで  
すか。結論についてはね。じゃあ現場、確認できてから改めて確認  
するということにさせてもらいますけど、いいですかね。

農業政策課 はい。  
高澤 主査

委員の皆さん、それでよろしいですか。

【異議なし】

議 長 じゃあ、今日の取り扱いは、この軽微変更1件につきましては  
改めて現場確認が終わった段階で再上程されて確認したいとい  
うふうに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうござ  
いまして。農振除外の案件につきましては、以上でございま  
す。軽微変更については改めて継続審議ということで、それ以外  
については、長野市長に意見を提出します。

続きまして議案第52号 非農地決定についてを議題といたしま  
す。事務局より議案の説明をお願いします。

熊井 主幹 議案第52号 非農地決定につきましてご説明申し上げます。農  
地法等の議案、本冊でございしますが、15ページをご覧いただき  
たいと思います。番号1番から19ページの114番までございま  
す。非農地決定でございすけれども、農地利用状況調査で、山林・  
原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と  
非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書  
が事務局に届きまして、総会で非農地決定をさせていただきます  
と、農地所有本人へ、非農地決定通知書を発行し、この時点で、  
農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせます。

また、農地所有者は送付されました非農地決定通知書を添付す  
ることで、法務局で地目変更登記を行うことができます。19ペー  
ジに面積の集計を載せてあります。今月、ご決定いただくものは、  
山林が34筆、面積が19,649㎡、原野が80筆、面積は35,165.8  
㎡。合計で114筆、54,814.8㎡でございす。多くは3月に、対  
象者に、調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことからま

とまって、申請があったものでございます。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局の説明がありました。これより質疑に入りますが、当案件につきましてはお手元の別紙1のとおり、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当しますので、関係する委員に退席いただき、審査から採決まで単独で行いたいと思います。それでは委員が関係する別紙1を除いた非農地決定について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、それでは委員が関係する別紙1を除いた非農地決定について、採決を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、この議案について賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成が確認できました。続きまして、委員が参与することが出来ない別紙1の案件について質疑・採決を行います。それでは山本委員さん、退席をお願いいたします。

【山本委員退室】

議 長 それでは委員が関係する、非農地決定の議案の番号23から25、山本委員さんが関係する非農地決定について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑応答】

議 長 それでは、質疑がございませんので採決に入ります。当案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成の確認が取れました。山本委員さん、入室をお願いします。

【山本委員入室】

議 長 以上、議案第52号については、すべて原案どおり決定いたしました。

それでは続きまして報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について及び報告第16号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定により届出についてご報告申し上げます。21ページをご覧いただきたいと思っております。番号12番から23ページの20番までの9件でございます。

す。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要でございしますが、市街地区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいとなっております。4条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届でございします。いずれも市街地区域内の農地の届出でございまして、内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題がなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出につきましてご報告申し上げます。25ページをご覧くださいと思います。番号16番から29ページの32番までの16件でございします。同じく市街地区域内の届出でございまして、5条の転用届でございします。農地の権利移動を伴う転用届になっていきます。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第16号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出についてご報告申し上げます。31ページをご覧くださいと思います。番号1番から3番までの3件でございします。農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2アール未満で、要件に当てはまる場合は4条許可が不要でございします。農業委員会届出を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりでございします。書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の3件につきましてご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

議 長 　ただ今、事務局から報告第14号、第15号、第16号について説明がありました。この内容について発言がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようでございします。報告案件でございしますので、ご了承いただけますようよろしくお願い申し上げます。

　続きまして、これで農地法関係は全部、終わったんですね。3時過ぎたんで、ちょっと休憩、取りましようか。今、部屋の時計で3時10分ですから3時20分に再開いたします。3時10分まで休憩に入ります。よろしくお願いたします。

【休憩】

議 長 　それでは会議を再開いたします。続きまして議案第53号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化推進状況等の公表についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願

いします。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進を主な必須事務と位置づけております。農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他、農業委員会における事務の実施状況について公表することとしています。内容については、役員会、地区調査会でも説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1枚目をご覧ください。農業委員会の状況として、現在の体制の数値と農家、農地等の概要については、農林業センサス等の統計上の数値となっております。おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。Ⅱの最適化活動の実施状況については、農地の集積の現状と課題の現状集積率は10.5パーセントとなっております。課題につきましてはご覧のとおりとなっております。目標に対しての実績ですが、今年度末の集積率は11.1パーセントとなり、目標値が13.7パーセントですので、達成状況は81パーセントとなっております。今後、年々集積目標は上がるため、達成状況も厳しくなる状況にあります。

(2)の遊休農地の発生防止・解消については、1号遊休農地の面積は44.8ヘクタール、このうち緑区分24.2ヘクタール、黄色区分20.6ヘクタールとなっております。課題といたしましては、農業経営者の高齢化や担い手不足に伴い、農地の管理が難しく、結果的に遊休農地が増えていくといった現状を挙げさせていただきました。おめくりいただきまして、3枚目をご覧ください。目標に対しての実績ですが、緑区分の遊休農地の解消実績面積、7.3ヘクタールとなり、目標面積5ヘクタールを上回ったため146パーセントとなり、目標達成となっております。黄色区分の工程表の策定状況については、実績はありませんでした。

点検結果として、掘り起こし事業により7.3ヘクタール、新規発生の緑区分、遊休農地の解消につながったといたしました。(3)新規参入の促進については、現状についてはご覧のとおりとなっております。課題については、多様な担い手確保のため、新規参入者の育成と掘り起こしを課題といたしました。おめくりいただきまして、4枚目をご覧ください。

新規参入者の参入状況のみ、実績50経営体、取得面積22.8ヘクタールとなっております。点検結果で新規参入者への貸付等についての公表は、農業公社等の関係機関と検討していきたいといたしました。2、最適化活動の活動目標の(1)の日数目標につい

ては 10 日となっております。(2) の活動強化月間の設定については、利用状況調査と利用意向調査の実績で 3 回となっております。おめくりいただきまして、5 枚目をご覧ください。(3) の新規参入相談会の参加についてですが、農家相談会での新規参入の相談回数となるため、4 回となっております。開催時期と場所については、ご覧のとおりとなります。

下の目標の達成状況の評語になりますが、今までの評点を加算しまして、合計 8 点となり、評語は目標に対して期待どおりの結果が得られたとなっております。推進委員等の点検評価結果につきましては、点検結果の算出方法が変わりまして、役員会、調査会の数値から一部変更となっております。目標の達成には影響ありませんので、ご参考までとしてください。最後に、6 枚目をご覧ください。Ⅲの事務の実施状況については、いずれも目標設定したものではなく、農業委員会の事務の実施状況となりますので、ご覧いただければと思います。なお、ただ今、説明いたしました公表につきましては、総会で決定後、県への提出、ホームページで公表していく予定となっております。ご審議のほう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。いずれにいたしましても、令和 4 年度農業委員会の農地利用最適化推進状況を公表するという内容ですね。これはホームページにこの内容が掲載されるということです。それぞれ役員会、それから地区調査会で具体的な説明をさせていただいているし、ご理解いただいていると思っております。改めてご意見はなかろうかと思ひますけれども、念のために皆さんのほうからこの内容について、ご意見ござひますか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に移ります。議案第 53 号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。原案のとおり決定することに決まりましたので、報告をいたします。

続きまして、議案第 54 号 北信五市農業委員会研修についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。議案第 54 号 北信五市農業委員研修会についてでございます。資料の 2 番、A 4、1 枚の紙をご覧くださいと思います。2 番の目的のところでございます。北信五市なんですけれども、須坂市 21 名、中野市 37 名、飯山市 20 名、千

曲市 30 名、こちらの市は農業委員と推進委員含めてございます。長野市につきましては、農業委員さんだけ 25 名、合計で 133 名が相集い、業務の知識の取得、連絡協調及び親睦をはかるため、合同の研修会を開催するものでございます。3 番の開催市でございますが、開催は年 1 回で持ち回りの当番制を取っております。本来でありますと、令和 2 年度に当番市となっておりますが、コロナのために 3 年間開催できず、今年度の開催という形になってございます。

4 番の日時でございますが、令和 5 年 8 月 21 日の月曜日、午後 2 時からを予定してございます。5 番の場所でございますが、ホテル国際 21、3 階千歳の間でございます。6 番の来賓につきましては、長野市長と長野市農林部長を予定してございます。7 番の研修内容でございますが、2 項目ございまして、一つ目は講演会と情勢報告。二つ目としましては、事例発表としまして、飯山市の農業委員会さんのほうから活動事例の報告をいただく予定になってございます。

8 番の懇親会でございますが、研修会の終了後、4 時 30 分から同会場にて懇親会を開催したいと思っております。懇親会費用が 7,000 円かかるわけでございますが、こちら市の予算で 5,000 円用意できております。つきましては差額の 2,000 円につきまして、懇親会参加者に限りまして 2,000 円徴収させていただいて開催をしたいと考えております。他の市につきましては、7,000 円の請求をする予定でございます。その下に丸がありますけれども、研修会のスケジュールでございます。まず、研修会自体は 2 時から始まりまして 4 時までの 120 分間を予定しております。

その後、移動をしまして、移動としましても千歳の間を半分を研修会会場、その隣に懇親会会場という形になっておりまして、隣の会場に移動するようなイメージでございますが、4 時半から 6 時半までの 2 時間、懇親会を開催したいと考えております。私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議

長 　ただ今、令和 5 年度北信五市農業委員会研修会の開催について事務局から説明いたしました。私どもと同じで、近隣の市との交流会をやりましょうと、久々ですね、2 年ぶりですかね。コロナでできなかったんで。そんなことで、いろんな情報交換もいいでしょうし、長野市の農業委員会の方は初めての懇親会となりますので、できれば、なんなら全員ご出席いただければありがたいなという意味も込めて確認をしたいと思っております。質問ございますか。よろしいですかね。

【質疑なし】



議 長 それでは採決に入ります。議案第 54 号 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できましたので、議案第 54 号は原案のとおり決定いたしました。

以上で予定いたしました議事は終了しましたがけれども、皆さんのほうから特別、議案として提案等ございましたら。阿部委員、どうぞ。

阿 部 委 員 先ほど、再開発ってというか工場の関係で地域説明会をやったって言うこと言われたんだけど、関係農業委員はぜひ義務的に呼んでもらうって言うことが大事じゃないかと思うんですね。後々の問題も、農業者の皆さんもいろいろ心配してると思うんで、そのために農業委員、選ばれてるので、いろんな関係があろうが農業に関するものについては、農業委員にも出席していただくって言うことでお願いしたい。

議 長 ご意見として。事務局から何かコメントがあれば。

熊 井 主 幹 そういったことにつきましては、担当課のほうと調整をさせていただきまして、担当課から農業委員さんのほうにも声を掛けていただくような形で説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 阿部委員さん、いいですか。

阿 部 委 員 もう一ついいですか。会長のほうの農地のつぶやきの中で出た、凍霜害の関係で、1 億 4,000 万の被害を被って、それから今後どうなるかってあるんですけど、先ほど会長のほうで言ったように、市会議員として 6 月議会に災害の様子について聞いたり、その補償についても聞いたりって言うことでやってます。豊野の地域でも農業関係者と一緒になって農業政策課にも申し出に行ったりって言うことでやったと思うんですが、収入金保険とか果実の関係での、それから農作物の関係での農業共済の保険とかって言う形で促進はしてるけど、なかなか入れてないという問題もあったりするんだけど、1 億 4,000 万の災害の農業災害の中で、農業共済や収入金保険に入ってる、それで対応できたところはいいと思うんですけど、しかし入ってる、この被害では補填に対応しなかったって言うことになれば、収入金保険とか果樹共済とか農業共済とかって言うところでは、せっかく入ったのに災害があっても対象にならなかったって言うことであれば、入る意味がなくなっちゃってる。

災害があるから 5 年入ってたんだけど、それが該当しなかったから駄目だったということにつながってしまうと思うんで。そのときにどうやってカバーをするかとか、農業委員会としてもそう

だし行政としても、どうやってカバーするのか。毎回、掛け金をやっけて、それで災害がなければ掛け金の何割かは戻ってきたりってことで出てくると思うのね。長野市でも保険に対しては一定程度、支援をしてるってことがあると思うんで、そういう支援も含めながら、災害があったときに保険が適用できるような方法を PR するとか、そこは改善しなきゃいけないってことも、農家の皆さんの切実な要望だと思うんで、どうやって改善するかっていうことも、農業委員会としても対応しなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その辺のところのアピールと、加入促進と実績と改善点という、その辺のところを常に農業者が災害があっても補償がされたり、さらには農家を継続できるっていう意欲を持たせるようなことをやってかないといけないんじゃないかって思うんですが。

議 長 おっしゃる趣旨は十分理解できますんで、事務局のほうから。じゃあよろしくをお願いします。

上田事務局長 今、委員のほうからご指摘がありました災害時におけます保険制度、また共済制度といった形で、本市の場合は農業共済組合っていう、いわゆる NOSAI 長野の行っております収入保険であったり、今回の果樹共済、こういった制度がございます。今回の災害の中で、こういった加入者の方につきましては、まずは各北信支所等で状況の届出をしていただきながら対応していただくと。また、実際に共済の結果というのが収穫期であったり、収入金の場合には、こうした深刻な場合がございますので、結果は出てくると思います。

そういった中での結果も含めたところで、長野市の担当させてもらっている農業政策課もありますし、事務局としても、あらゆる支援の中で漏れがない形を取るにはどうやったらいいのかっていうのを課題として、関係する各位にあげていきたいと思えます。

議 長 阿部委員、よろしいですか。

阿部委員 いいですか。もう一つ、台風 19 号のときには国が大災害ってということで、かなり厚い、農機具もほとんど 9 割、今までにないやつで。日頃の災害もうちらからすれば災害と同じなんだよね、農家とすれば。大災害っていうから、大災害っていうのは本当にひどい状況だったと思うんですね。農業委員の皆さんも私も少しはお手伝いに行ったりしてますけど、それはそれで本当に災害だもんね、確かに。

しかし自然災害っていうのは、災害なもんで、本当は災害であれば何らかの形で補償するっていう前提を何とかつくっていかないと、保険入ったとか入らなかったとかっていうだけじゃな

くて、そののところがもうちょっと前向きに考えていくっていうことをしないといけないんじゃないかと思いますので、また力を合わせて災害に対応することをやっていただくようにしていただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。阿部委員さん、基本的には農業共済については農業政策課が窓口になって、実務的にはそれで動いてもらってるんですね。これは余分なことかもしれないけど、たまたま、この7月に理事の改選がありまして、私が今度、NOSAI 長野の理事に入りました。なもんで、今度は直接、色々という声も含めて、当然制度の見直しもあると思うんですよ。制度の見直しして、そういったこともしやすくなると思うんで、時あればまたそういったことも理事会の中で発言できるようなことはしていきたいと思います。非公式ですけど、よろしく願います。他よろしいですか。

山本委員 すいません、教えてもらえますか。

議長 山本委員。

山本委員 初めてなもんで、令和5年度北信五市農業委員会の研修会なんですが、クールビズでいいのか。

笠井事務局長補佐 はい、クールビズです。

山本委員 ネクタイ何もしないでいいんだよね。今日みたいな格好で。

笠井事務局長補佐 今日、これで決定させていただきましたので、しっかりとのご案内の通知、出しますので。

山本委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 それでは準備いたしました議題につきましては、全て皆様のご協力で処理することができました。議長を、これで退席させていただきます。曾根代理さんのほうに進行を戻します。よろしく願います。

曾根会長代理 議長、ご苦労さまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。本日の議事全体を通して皆さまからご意見等ありましたら伺いたいと思います。よろしいですか。じゃあ地域計画。

農政課農業政策課 農業政策課の神田と申します。よろしく願います。着座にて失礼します。私のほうから、地域計画のモデル地区の選定についてということで、ご報告申し上げたいなと思っています。お手元に、左側にモデル地区の選定についてと書かれたA4ペーパーございますでしょうか。そちらのほうをご覧ください。まずは6月の地区調査会におきまして、各調査会から1カ所ないしは2カ所、モデル地区を選定いただきました。全部で7地区になりました。どうもありがとうございました。今後、8月の下旬頃から協議を進めてまいれたらと思っておりますので、ご協力お願い

したいかなと思っております。

具体的な7地区なんですけれども、豊野と第1、第5地区、それから鬼無里、更北、篠ノ井中央、大岡、若穂綿内、この7地区で先行して始めさせていただければなと思っております。この地区で協議の場を開始させていただきますけれども、ここで都度、いろいろ知見を蓄積いたしまして、そのノウハウを今後全ての地区において、活動して円滑に地域計画のほうを策定できればなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。私のほうからは以上でございます。

曾根会長代理      ありがとうございます。地域計画等につきまして質問はありますか。またモデル地区の皆さんにつきましては会議等ありますので、よろしく願いしたいと思います。では笠井さんのほうで。

笠井事務局長補佐    今後の日程についてご説明させていただきます。次第のほうをご覧いただきたいと思っております。今後の日程ですが、次回第6回の総会でございます。7月31日の月曜日、午後1時半から午後4時まで。場所は会議室203、第2庁舎の10階でございます。

続きまして裏面をご覧いただきたいと思っております。2番上のほうでございますが、これは地区調査会の日程が記載させていただいております。3番の下のほうでございますが、今後の会議等日程一覧でございますが、新しく記載してございますのは、1番の令和5年度長野県農業委員会女性協議会長野支部総会でございます。これは女性委員全員の参加となっております。

その他には新たに6番の役員会、7番の北信五市関係、8番に第7回の総会の記載をさせていただきました。第7回の総会は、8月31日、月曜日でございます。午後1時30分から午後4時まで。会場はこちらの141会議室になります。来月はまた10階に戻りまして、再来月8月はまたこちらになりますので、ご注意くださいようをお願いいたします。大変お忙しい時期でございますけれども、日程調整していただきますよう、ぜひともよろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理      ありがとうございます。

山本委員            2番、これ、追加だったっけ。

笠井事務局長補佐    2番、モデル地区。これはモデル地区の農業委員さんだけ。

山本委員            で、いい？

笠井事務局長補佐    だけです。担当の委員さんのほうにはご通知、出してありますので、ない方は大丈夫です。

曾根会長代理      よろしいですか。

すいません、4番、対象、会長、会長代理他ってありますけど。

笠井事務局長補佐    大変失礼いたしました。こちらは地域計画の代表者である北村中部地区調査会長お一人に、その他1名っていう形で出ていただ

きたいと考えております。

曾根会長代理　よろしいですか。じゃあ以上をもちまして第5回の総会を終了  
といたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。